

# 町税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

## 徴収の猶予

次の理由によって町税を一時に納付することができないときは、申請により1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受けたり、盗難にあったとき
- ②納税者またはその生計を一にする親族などが病気にかかったり、負傷したとき
- ③事業を廃止または休止したとき
- ④事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤法定納期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付または納入すべき税額が確定したことで、町税を一時に納付することができない場合

## 換価の猶予

町税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められるなど一定の要件に該当するときは、その町税の納期限から6か月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※原則、申請する町税以外に滞納町税がある場合は、換価の猶予は認められません

## 猶予が認められた場合

- ・ 猶予を受けた町税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります
- ・ 猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます
- ・ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます